

# 第1章 計画の基本事項

## 第1節 計画の背景

これまで、市町村国保などの保険者は「特定健康診査・特定保健指導実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施するにあたり、保険者が保有する健康や医療に関するデータを活用して、被保険者の健康課題の分析や保健事業を実施してきました。

近年、このような健康や医療に関するデータを、効率的かつ体系的に取り扱うための基盤整備が進んでいます。具体的には、特定健康診査の実施や診療報酬明細書の電子化、国保データベース(KDB)システム<sup>※</sup>(以下「KDB」という。)等が挙げられます。

今後も、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを有効に活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、生活習慣病予防から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

## 第2節 計画の目的

生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める悪性新生物(がん)、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患(COPD)等の生活習慣病<sup>※</sup>が増えてきています。生活習慣病は本人に明確な自覚症状がないまま症状が悪化することが多く、日本ではこうした生活習慣病が、死因の約6割、医療費については、約3割を占めています。

生活習慣病は多くの場合、食生活、身体活動等の日常の生活習慣を見直すことによってその発症や進行を未然に防ぐことが可能であると言われていています。本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して生活習慣の改善に継続的に取り組めるように、保険者等が支援していくことが必要です。このような生活習慣の改善に向けた取組は、医療費全体の適正化にも資するものです。

このため秋田市では、国民健康保険被保険者の個々の健康の保持増進、生活習慣病の重症化予防、ひいては、生涯にわたる生活の質の維持および向上を支援することを目的として、「秋田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画<sup>※</sup>)」を策定しました。

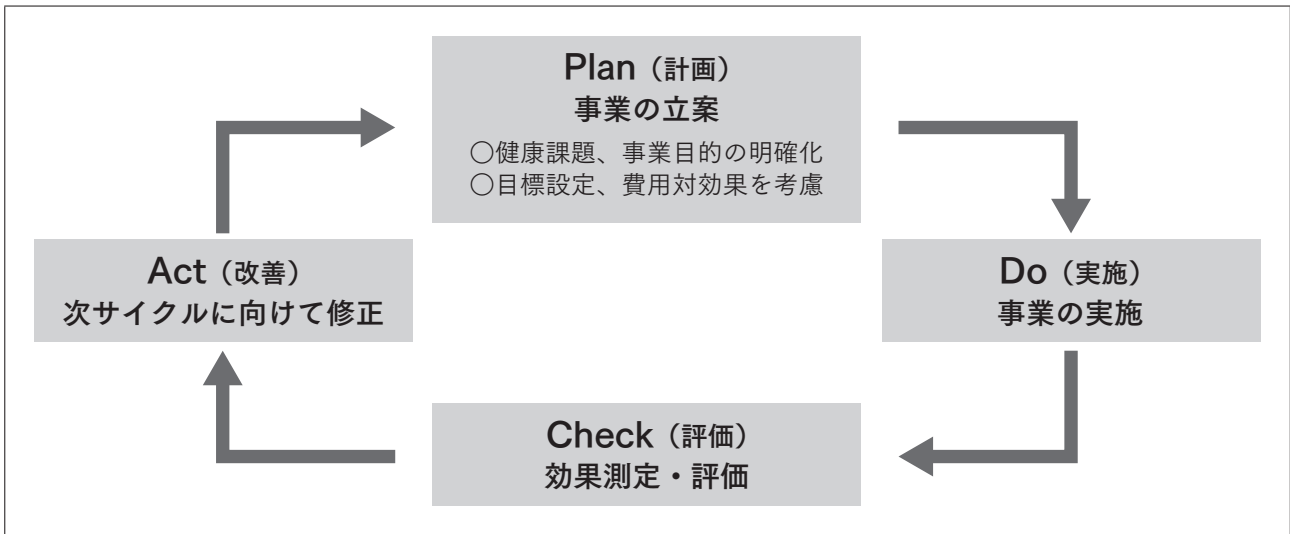
- ※ 国保データベース(KDB)システム：特定健康診査、医療、介護保険等に係る統計情報を基に構築されたシステムです。
- ※ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症、進行などに関与する疾病群のことを指しており、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患(COPD)等の疾患があります。
- ※ 国の「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。  
厚生労働省においては、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を利用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施および評価を行うものとしています。

## 第3節 計画の位置づけ

「データヘルス計画」は、PDCAサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）の段階を繰り返すこと。）の考えに基づき効果的かつ効率的な保健事業を行うための実施計画です。

本計画は、保健事業の中核をなす特定健康診査および特定保健指導の具体的な実施方法を定める「第3期秋田市特定健康診査・特定保健指導実施計画」と一体的に策定<sup>※</sup>するとともに、秋田市で策定した「健康あきた市21<sup>※</sup>」との整合性を図り、「秋田市高齢者プラン<sup>※</sup>」との調和をとって策定します。

### 保健事業のPDCAサイクル



## 第4節 計画期間

計画期間については、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

※ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（抜粋）

第四 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

五 計画期間、他の計画との関係等

計画期間は、特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。）や健康増進計画（健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）及び市町村健康増進計画をいう。）との整合性も踏まえ、複数年とすること。

また、特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、保険者が保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限り実施計画と特定健康診査等実施計画を一体的に策定することが望ましいこと。

なお、策定した実施計画については、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

※ 健康あきた市21：すべての市民が健康でいきいきと暮らせるよう、疾病の早期発見、早期治療という「二次予防」にとどまることなく、一人ひとりの日頃からの生活習慣の改善や健康づくりの環境を整えるなど、健康増進と発病予防という「一次予防」に重点をおいた健康づくり対策を推進するための計画です。

※ 秋田市高齢者プラン：高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって社会に参加し、安全で安心に暮らすために、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含めた本市の高齢者福祉施策全般に関する実施計画を策定するものです。

# 第1章 計画の基本事項

## 第5節 実施体制・関係者連携等

計画策定の実施体制、関係者連携等は次のとおりです。

また、計画に市民(被保険者等)の意見を反映するため、アンケート調査<sup>※</sup>やホームページなどを活用したパブリックコメントによる意見の聴取を実施しました。

### 秋田市国民健康保険運営協議会

構成：被保険者を代表する委員(3名)、保険医又は保険薬剤師を代表する委員(3名)、  
公益を代表する委員(3名)、被用者保険等被保険者を代表する委員(3名) (計12名)

内容：計画への意見提言、計画の審議

意見・提言

審議

### 秋田市データヘルス計画策定事務局

構成：国保年金課、特定健診課

内容：計画案の作成・検討

提示

検討・連絡調整

### 秋田市データヘルス計画策定庁内連絡会

構成：長寿福祉課、介護保険課、保健総務課、保健予防課、国保年金課、特定健診課(計6課)

内容：計画案および各計画との整合性の検討・連携・連絡調整等

必要に応じ、秋田県および秋田県国民健康保険団体連合会から助言を受け、また、秋田市医師会に報告します。

※ アンケート調査(メタボリックシンドロームと健康に関する調査)：特定健康診査・特定保健指導の実施について、並びに、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病に関し、健康意識の変化やその予防や改善の状況等について調査した。40～74歳の秋田市国民健康保険被保険者5,000人を対象に、往復郵便によるアンケート方式により実施。調査期間は、平成29年5月31日～6月22日。回収率は66.5%。